

第一〇四回

参第一号

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律（案）

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法（昭和五十五年法律百十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「効率的な」を削り、「確保に」の下に「十分」を加える。

第八条第二項を次のように改める。

2 日本国有鉄道は、前項の承認を受けた鉄道の営業線（以下「地方交通線」という。）のうち、輸送効率が著しく低いものとして政令で定める基準に該当する営業線を選定し、運輸大臣の承認を受けなければならない。

第八条第六項中「その廃止の予定期限及び」を削る。

第九条第一項中「特定地方交通線を廃止する場合に必要となる輸送の確保に関し」を「特定地方交通線に関し当該地域における交通の確保に十分に留意し」に改め、同条第二項中「当該都道府県警察の職員」の下に「並びに当該地域における交通に関し学識経験を有する者のうちから協議会が委嘱する者」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十条第三項から第五項までを削る。

第十二条中「一般乗合旅客自動車運送事業」の下に「（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第二項第一号の一般乗合旅客自動車運送事業をいう。第二十四条第三項において同じ。）」を加える。

第二十四条第二項中「の廃止の円滑な実施を図るための措置」を「につき必要な措置を講ずるため」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 日本国有鉄道の鉄道の営業線で改正前の日本国有鉄道経営再建促進特別措置法（以下「旧法」という。）第八条第二項の承認を受けたもについては、改正後の日本国有鉄道経営再建促進特別措置法（以下「新法」という。）第八条第二項の承認を受けたものとみなす。

3 前項の規定により新法第八条第二項の承認を受けたものとみなされる営業線については、旧法第八条第五項の規定に基づいてした公告は、新法第八条第五項の規定に基づいてした公告とみなす。

4 第二項の規定により新法第八条第二項の承認を受けたものとみなされる営業線のうち、この法律の施行の際現に旧法第九条第一項に規定する協議が調つているものについては、新法第九条第一項に規定する協議が調つたものとみなす。

(租税特別措置法の一部改正)

- 5 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条中「同法第八条第二項」を「道路運送(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第二項第一号」に、「同法第十二条第一項」を「日本国有鉄道経営再建促進特別措置法第十二条第一項」に、「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「若しくは同法第十条第四項に規定する書類が運輸大臣に提出されたことにより、当該協議の結果に従つて若しくは当該書類において定められた措置に従つて」を「その協議の結果に従つて」に改める。

第九十条の六第一項第一号中「道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)」を「道路運送法」に改める。
- 6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

理 由

日本国有鉄道の経営の再建が地域における交通の確保に十分配慮しつつ促進されるよう、特定地方交通線の選定並びに特定地方交通線対策協議会の設置目的及び協議等に関する規定につき所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。